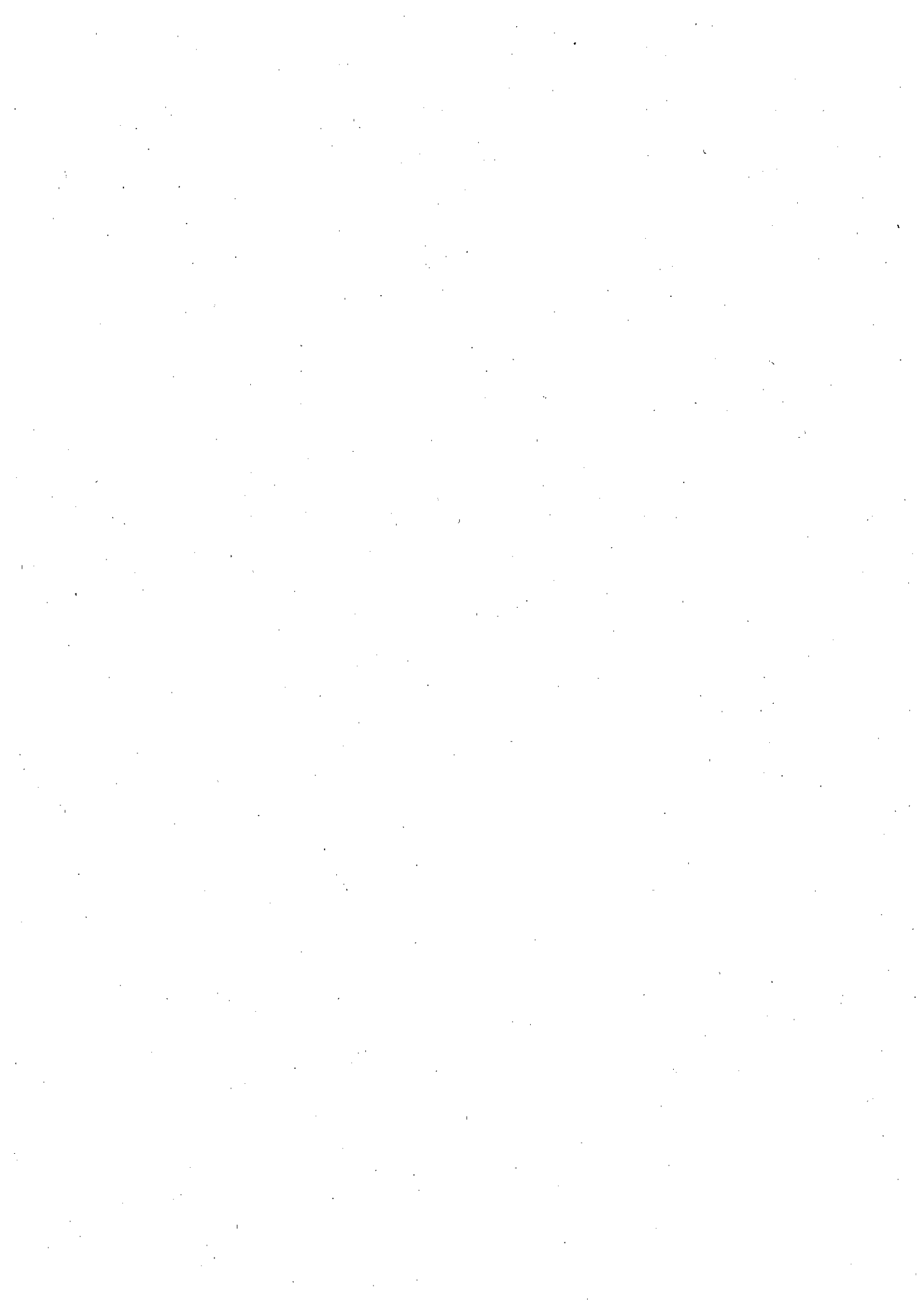


福島県議会議長 吉田 栄光 様

避難地域等復興・創生対策 特別委員会調査報告書

令和元年7月2日

避難地域等復興・創生対策特別委員長
青 木 稔



目 次

I 調査事件	3
II 調査の経過	3
III 調査結果	3
1. 避難地域等復興・創生対策について	3
(1) 本県の取組状況の調査	3
① 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について	
ア 復興の更なる加速化	
イ 帰還支援・生活再建支援	
② 復興・創生期間後の施策について	
ア 復興・創生期間後の施策	
③ 環境回復・原発事故収束対策について	
ア 除染等の推進	
イ 廃棄物等の処理	
ウ 廃炉・汚染水対策	
(2) 県内外の取組状況の調査	22
① 福岡県議会（福岡県福岡市）	
② 福岡県朝倉県土整備事務所（福岡県朝倉市）	
③ 熊本県益城町役場（熊本県上益城郡益城町）	
④ 関西学院大学災害復興制度研究所（兵庫県西宮市）	
⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部 敦賀廃止措置実証部門 新型転換炉原型炉「ふげん」（福井県敦賀市）	
⑥ 環境省特定廃棄物埋立処分施設（双葉郡富岡町）	
⑦ 復興公営住宅県営磐崎団地（いわき市）	
⑧ 県水産事務所・県水産海洋研究センター（いわき市）	
⑨ 県ふたば医療センター附属病院（双葉郡富岡町）	
⑩ 東京電力福島第一原子力発電所（双葉郡大熊町・双葉町）	
⑪ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門 廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟（双葉郡富岡町）	
⑫ 福島ロボットテストフィールド（南相馬市）	

(3) 参考人からの意見聴取	27
① 復興庁福島復興局長 加松正利氏（平成30年10月2日）	
(4) 提言等	28
① 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について	
ア 復興の更なる加速化	
イ 帰還支援・生活再建支援	
② 復興・創生期間後の施策について	
ア 復興・創生期間後の施策	
③ 環境回復・原発事故収束対策にについて	
ア 除染等の推進	
イ 廃棄物等の処理	
ウ 廃炉・汚染水対策	
 IV おわりに	 37
 避難地域等復興・創生対策特別委員会 委員名簿	 38
避難地域等復興・創生対策特別委員会 調査事項	39
避難地域等復興・創生対策特別委員会 調査経過	40

本委員会に付託された事件について調査した結果は、次のとおりである。

I 調査事件

- 1 避難地域等復興・創生対策について
- 2 上記1に関連する事項

II 調査の経過

本委員会は、避難者の帰還促進、生活再建支援をはじめ、本県の復興・創生に向けた施策の強化に向け、避難地域等復興・創生対策について調査するため、平成29年12月19日に設置され、以降12回委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外における取組や先進事例の調査を積極的に行ってきた。

III 調査結果

1 避難地域等復興・創生対策について

上記に関して、①安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について、ア：復興の更なる加速化、イ：帰還支援・生活再建支援、②復興・創生期間後の施策について、ア：復興・創生期間後の施策、及び③環境回復・原発事故収束対策について、ア：除染等の推進、イ：廃棄物等の処理、ウ：廃炉・汚染水対策について調査を行った。

(1) 本県の取組状況の調査

① 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について

ア 復興の更なる加速化

【事業一覧】

- ・ 避難地域消防団再編支援事業
- ・ 事業再開・帰還促進事業交付金事業
- ・ 避難地域復興拠点推進事業
- ・ 被災地域生活交通支援事業
- ・ 生活路線バス運行維持のための補助（復興特例）

- ・「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業
- ・避難地域鳥獣被害対策事業
- ・野生動物環境被害対策推進事業
- ・鳥獣被害対策強化事業（生活環境部）
- ・双葉地域二次医療提供体制確保事業
- ・避難地域等医療復興事業
- ・復興を担う看護職人材育成支援事業
- ・ふくしま医療人材確保事業
- ・避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業
- ・原子力災害被災事業者等総合支援事業
- ・原子力災害被災事業者事業再開等支援事業
- ・原子力災害被災地域創業等支援事業
- ・避難地域商工会等機能強化支援事業
- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
- ・復興雇用支援事業
- ・中小企業等復旧・復興支援事業
- ・復興まちづくり加速支援事業
- ・福島県営農再開支援事業
- ・先端技術活用による農業再生実証事業
- ・被災地域農業復興総合支援事業
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業
- ・避難農業者経営再開支援事業
- ・先端技術活用による水産業再生実証事業
- ・鳥獣被害対策強化事業（農林水産部）
- ・農家経営安定資金融通対策事業（復興）
- ・農業近代化資金融通対策事業（復興）
- ・水田営農再開緊急支援推進事業
- ・漁場復旧対策支援事業
- ・経営構造改善事業
- ・共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・復興基盤総合整備事業
- ・ふくしま森林再生事業
- ・森林活用新技術実証事業
- ・治山災害復旧事業（過年災）
- ・治山事業（海岸防災林造成事業）

- ・直轄道路事業の負担金
- ・国道115号相馬福島道路事業の負担金
- ・大熊 I C 整備の促進
- ・(仮) 双葉 I C 整備の促進
- ・緊急現道対策事業
- ・橋梁耐震補強事業
- ・災害防除事業 (落石対策等)
- ・道路機能強化事業 (路盤改良等)
- ・ふくしま復興再生道路整備事業
- ・地域連携道路等整備事業
- ・復興拠点へのアクセス道路整備事業
- ・公共災害復旧費 (再生・復興)
- ・復興祈念公園整備事業
- ・ふたば医療センター附属ふたば復興診療所運営事業
- ・ふたば医療センター附属病院運営事業

◎主な調査内容

○避難地域鳥獣被害対策事業

(事業の内容)

避難地域において、安全安心な生活環境の整備と地域コミュニティの再構築に向け、避難市町村の鳥獣被害対策の取組を支援している。

具体的には、鳥獣被害に対する相談、被害対策に係る地域住民の合意形成に向けた調整などの被害対策推進を実施するため、避難地域鳥獣対策支援員を配置している。

平成31年3月末現在、避難地域鳥獣対策支援員を2名配置し、生息情報収集や市町村職員・帰還住民等からの被害相談受付のほか、行政と地域住民の調整役となり鳥獣被害対策に係る住民勉強会の運営等を行っている。

○避難地域等医療復興事業

(事業の内容)

避難地域の状況に応じ、帰還した住民のほか、復興関連従事者等、日中、避難地域で勤務する者に対しても必要な医療を確保できるよう、医療提供体制の再開等を推進している。また、避難住民等による医療

需要の増大や避難地域を支えるために必要な医療を確保できるよう、近隣地域の医療提供体制の充実・強化を推進している。

平成31年3月末現在、震災前131に対し34機関が再開・開設しており、平成30年度においては、南相馬市及び浪江町において歯科診療所が再開した。さらに、福島県ふたば医療センター附属病院（富岡町）を開設し運営費を支援しているほか、帰還住民に対する医療提供体制を確保している。また、いわき市の復興公営住宅敷地内（北好間、勿来酒井）においても、双葉郡立診療所が開所し、避難住民に対する医療提供体制を確保している。

○ふくしま医療人材確保事業

（事業の内容）

東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興につなげるため、事業を実施する医療機関等に対し、必要な経費を補助している。具体的には、公立大学法人福島県立医科大学へ医師を配置し、相双医療圏の病院への医師の派遣支援や、被災失業者等の雇用に係る経費及び県外からの医療従事者の派遣受け入れに係る経費を支援している。

平成31年3月末現在、南相馬市立総合病院等に医師17名を派遣している。また、相双地方及びいわき地方の33病院・診療所に補助金を交付したほか、寄付講座を設置した矢吹町、いわき市に補助金を交付している。

○原子力災害被災事業者事業再開等支援事業

（事業の内容）

被災12市町村で被災した中小企業・小規模事業者の事業再開等を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や買い物をする場など、まち機能の早期回復を図っている。補助対象経費は、施設及び設備の整備・修繕（土地の取得費を含む）、宿舍整備（土地の取得費を含む）、新商品・新サービス開発、市場開拓調査（マーケティング調査費等）に係る費用である。補助率は被災12市町村内での事業再開等が3/4以内、被災12市町村外での再開が1/3以内だが、帰還困難区域、双葉町及び大熊町において原子力災害発生時に事業を行っていた事業者のうち、当該区域への帰還意向を有する者が被災12市町村外で事業再開する場合は3/4以内の補助率となる。

平成31年3月末現在、178件1,724,847千円を交付決定している。

○復興雇用支援事業

(事業の内容)

国から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基に造成した福島県原子力災害等復興基金等を活用し、被災求職者の就労支援や安定的な雇用の創出に取り組んでいる。県内の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、期間の定めなく被災者を雇い入れた中小企業等に対し、産業施策と一体となって雇用面からの支援を行っている。また、原子力災害の影響を受けた本県の被災者について、民間企業等への委託による一時的な雇用機会の確保等を通じ、次の安定雇用につながる人材育成を併せて実施することにより、生活の安定を図っている。

平成31年3月末現在、237事業所に助成金の交付を決定し、545人の労働者が対象となっている。また、原子力災害に対応した雇用に関しては、234人の雇用を創出している。

○復興まちづくり加速支援事業

(事業の内容)

避難解除等区域への住民の帰還を促進するため商業機能の確保を図るとともに、商業施設が抱える課題の解決に必要な専門家を派遣し、復興に向けた取組を支援している。

平成31年3月末現在、避難解除等区域での商業機能の回復に関しては、8市町村の10施設に係る補助金の交付決定を行っている。また、商業施設の魅力向上を図るための助言等に係る専門家延べ8名の派遣や、復興まちづくり魅力創出セミナーを実施している。

○福島県営農再開支援事業

(事業の内容)

東京電力福島第一原子力発電所事故により、農産物等の生産断念を余儀なくされた避難地域等においては、営農再開に向けた環境等が整っていないことから、農業者が帰還して、安心して営農再開できることを目的として行う一連の取組に対して支援している。

具体的には、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付・飼養実証等について、市町村が実

施している事業への支援や、県での事業を実施している。

平成31年3月末現在、主な取組としては、除染後農地等の保全管理に関しては11市町村に1,726,088千円を交付、鳥獣被害防止緊急対策に関しては10市町村に192,378千円を交付、営農再開に向けた作付・飼養実証に関しては3市町村1団体に6,412千円の交付を行うなどしている。

○鳥獣被害対策強化事業（農林水産部）

（事業の内容）

農作物被害防止のため、市町村等が取り組むイノシシ等の有害捕獲の取組を支援するとともに、地域ぐるみで取り組む総合的な対策の推進や鳥獣被害対策の専門的な知識を有した市町村リーダーの育成を支援し、地域農業の振興と復興を図っている。

平成31年3月末現在、イノシシ等の有害捕獲の促進については25協議会等（13市町村、12協議会）が取り組んでいる。また、7市町村等（6市町村、1協議会）が市町村リーダーを配置している。

○復興基盤総合整備事業

（事業の内容）

津波により被災した地域と避難地域12市町村における農業の速やかな復興・再生のため、効率的な営農を図る大区画ほ場の整備や用排水路の新設・改修など、農地・農業用施設等の整備を実施している。

平成31年3月末現在、36地区において農地・農業用施設等の整備に向けた工事、業務委託等を行うとともに、16地区において、復興基盤実施計画の策定を実施している。

○ふくしま森林再生事業

（事業の内容）

県内の森林は広範囲に放射性物質の影響を受けており、森林所有者等による森林整備が停滞していることから、森林の持つ公益的機能を維持増進しながら放射性物質の移動抑制を図るため、市町村等の公的主体が間伐などの森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施している。事業主体は県、市町村、森林整備法人であり、事前調査・放射性物質移動抑制対策等の放射性物質対策及び森林整備等を実施している。

平成31年3月末現在、対象となる46市町村（湯川村除く）のうち44市町村で実施している。

○森林活用新技術実証事業

（事業の内容）

放射性物質の影響を受けている露地栽培きのこの生産やきのこ原木の供給について、露地栽培技術の実証や広葉樹の供給可能量の推定等を行い、きのこの等の生産や広葉樹林の再生を図っている。

浜通り及び中通り地域の原木しいたけの出荷制限地域を中心に、露地栽培しいたけ生産者のほだ場において今後の出荷制限解除や再生産に向けた実証試験を実施しており、また、きのこ原木等の安定供給を図るため、コナラ等広葉樹林の放射性物質濃度を測定し、きのこ原木等生産可能広葉樹林分布状況の把握や供給可能量の推定を行っている。

平成31年3月末現在、実証試験区（73地区）において、原木やきのこの放射性物質測定等を実施するとともに、120箇所（箇所）の広葉樹林においてきのこ原木の供給可能量調査を実施している。

○復興祈念公園整備事業

（事業の内容）

東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的に国と県が連携して復興祈念公園を整備している。（被災3県に1箇所ずつ整備）

県が整備する復興祈念公園内の一部に、国が公園の中核的施設として、追悼と鎮魂の場となる丘を整備することとしている。

平成31年3月末現在、国と県が連携し、基本計画を策定するとともに、復興祈念公園有識者委員会を立ち上げ基本設計（案）を取りまとめた。

○ふたば医療センター附属病院運営事業

（事業の内容）

二次救急医療等、双葉地域に必要な医療の確保と近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図るため整備されたふたば医療センター附属病院の運営を行うとともに、消防機関・県立医科大学等と連携して多目的医療用ヘリを導入し、広域的かつ質の高い救急医療体制を構築している。

平成31年3月末現在、累計患者数は2,752人（うち救急車による搬送は476人）である。また、開院により救急の管内搬送率が平成29年の28%から56%（平成30年4月23日～平成31年3月31日）に向上した。さらに、平成30年10月29日から運航を開始した多目的医療用ヘリについては、運航実績は35件であり、平成30年7月からは、通院が困難な高齢者等を対象とする訪問看護を開始している。

イ 帰還支援・生活再建支援

【事業一覧】

- ・ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業
- ・ 私立学校被災児童生徒等就学支援事業
- ・ 被災私立学校復興支援事業
- ・ 私立学校設備整備事業等補助金
- ・ 被災市町村に対する人的支援事業
- ・ ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業
- ・ ふるさとふくしま交流・相談支援事業
- ・ ふるさとふくしま情報提供事業
- ・ 母子避難者等高速道路無料化支援事業
- ・ 生活拠点における交流促進事業
- ・ 生活拠点コミュニティ形成事業
- ・ 災害救助法による救助
- ・ 避難者住宅確保・移転サポート事業
- ・ 避難市町村生活再建支援事業
- ・ 原子力賠償被害者支援事業
- ・ 避難地域の復興を支える女性の活躍推進事業
- ・ 避難者見守り活動支援事業
- ・ 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業
- ・ 被災地介護サービス提供体制再構築支援事業
- ・ 精神科病院入院患者地域移行マッチング事業
- ・ 被災者の心のケア事業
- ・ 被災者健康サポート事業
- ・ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ・ 子どもの心のケア事業
- ・ 復興公営住宅整備促進事業

- ・復興公営住宅入居支援事業
- ・応急仮設住宅維持管理事業
- ・帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業
- ・災害救助法による救助事業
- ・ふるさと帰還に向けた住宅調査支援事業
- ・住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業
- ・（ピュアハートサポートプロジェクト）教育相談推進事業
- ・被災児童生徒等就学支援事業
- ・復旧・復興の基盤づくりのための教員配置
- ・双葉郡中高一貫校設置事業
- ・福島県教育復興推進事業
- ・帰還住民が安心して暮らせる防犯環境整備事業

◎主な調査内容

○被災市町村に対する人的支援事業

（事業の内容）

避難地域等における復旧・復興事業が本格化していることに伴い、被災市町村では職員不足が生じていることから、土木職や保健師等の専門職種を県任期付職員として採用し派遣するほか、全国の市区町村等を訪問して職員派遣を要請するなど、被災市町村の復興・創生に必要な職員の確保を支援している。

平成31年3月末現在、被災市町村へ県任期付職員を38名派遣するとともに、職員派遣要請のため、16都県、51市区町村を訪問している。また、被災市町村職員合同採用説明会を郡山市、東京都で開催し、42名が参加している。さらに、市町村等OB職員と被災市町村の面談会を郡山市で開催し、11名が参加している。

○母子避難者等高速道路無料化支援事業

（事業の内容）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う母子避難者等に対する高速道路の無料措置を図るため、東日本高速道路（株）等に対し、無料化に伴う減収分を補填している。

平成31年3月末現在、市町村による無償対象措置対象者である旨の証明書を74件（累計3,373件）発行している。

○避難市町村生活再建支援事業

(事業の内容)

東京電力による家賃賠償が平成30年3月末までとされていることから、国や避難元自治体と連携を図りながら、同年4月以降の一定期間の家賃等を支援するとともに、戸別訪問等による意向確認を行い、支援を必要とする避難者の生活再建に結び付けている。

平成31年3月末現在、避難市町村等の家賃支援については申請書送付件数6,822件、申請書受領件数5,758件、支払件数5,198件である。また、避難世帯に対する意向確認については電話による状況の把握を3,526件、訪問等による意向確認を474件（訪問224件、電話・郵送250件）実施している。

○原子力賠償被害者支援事業

(事業の内容)

東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた個人、個人事業主及び法人を対象として、被害者の円滑な賠償請求の支援に取り組んでいる。

具体的には、県電話相談窓口における電話相談等、弁護士や不動産鑑定士による個別面談方式での巡回相談等を実施している。

平成31年3月末現在、原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口における対応が293件（累計24,345件）、県電話相談窓口における弁護士による法律相談が実施回数51回（累計470回）、相談件数31件（累計846件）、県内7方部で開催している弁護士による巡回法律相談が実施回数14回（累計464回）、相談件数20件（累計1,118件）、不動産鑑定士による個別面談が実施回数1回（累計124回）、相談件数1件（累計348件）である。

○避難者見守り活動支援事業

(事業の内容)

東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、市町村や社会福祉協議会等と連携し、相談員を配置するなど、地域の支援体制の構築や被災者等のニーズ把握及び孤立防止のための支援等を行っている。

平成30年12月末現在、広域分の補助件数が1団体で生活支援相談員

を209人配置し、平成30年11月末現在延べ371,396件分の訪問を実施している。また、NPO法人等分の補助件数が1団体で福島県総合相談支援センターの設置や、手仕事ワークショップを開催（47回、393人参加）している。さらに、民生委員支援分の補助件数が4団体でメンタルヘルス研修会を2回開催予定（平成30年12月末現在）である。

○被災地介護サービス提供体制再構築支援事業 （事業の内容）

福島県外の者及び避難地域からの避難者で、相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する住まいの確保等の支援を行うとともに、避難指示解除区域等で再開、運営している介護事業者に対する職員の応援や運営費等の支援を行うことにより、被災地における介護人材確保や介護事業者の経営体力の維持を図っている。

平成31年3月末現在、就職準備金や研修受講料の貸与が18件である。また、被災地の介護施設に対して、平成30年4月1日から2名、平成30年7月1日から1名、平成30年10月1日から1名の人材を輩出している。さらに、運営支援のため、3施設に平成30年11月8日付けで補助金の交付決定をしている。訪問サービスの運営支援に関しては、補助金交付要綱を作成し、事業所を対象とした事業説明会を開催している。また、避難指示解除区域等で再開している訪問系居宅サービス事業所及び外部からサービスを行う事業所からの補助金交付申請を27件受け付けており、12,071千円交付決定している。

○復興公営住宅整備促進事業 （事業の内容）

原子力災害により避難の継続を余儀なくされている方々の居住の安定を確保するため、第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月策定）に基づき、県営と市町村営を合わせて全体で4,890戸の復興公営住宅を整備している。

平成31年3月末現在、建設用地確保済4,890戸（県営分4,512戸）、建設設計着手済4,839戸（県営分4,461戸）、建築工事着手済4,767戸（県営分4,389戸）、建設完了4,767戸（県営分4,389戸）である。

○復興公営住宅入居支援事業

(事業の内容)

復興公営住宅の募集対象は、全国各地に避難している被災者であり、県内各地に立地する復興公営住宅の情報を一元的に管理し、各種問い合わせ等に対応している。また、避難指示の解除が進む中、避難指示が解除された区域の方も応募できるよう入居対象者を拡大したところであり、「福島県復興公営住宅入居支援センター」において、募集している団地の情報の発信や入居対象者からの問合せに丁寧な対応を行っている。

平成31年3月末現在では、問合せ件数3,531件、パンフレット配布数196,823部、入居申込受付件数847件となっている。

○応急仮設住宅維持管理事業

(事業の内容)

応急仮設住宅の身近な修繕（エアコンの改修など災害救助法による救助対象外のもの）や、集会所の光熱水費、共用施設電気代及び除雪費の補助、撤去計画に基づく撤去等により入居者が移転せざるを得ない場合の移転費用の補助を行うことにより、入居者の居住の安定を図っている。

平成31年3月末現在、応急仮設住宅の管理戸数7,866戸、修繕工事195件である。また、管理市町村（11市町村）に対して集会所光熱水費補助9,810千円、共同施設電気代補助45,977千円、会津地方の除雪費補助17,707千円の維持管理事業補助金の交付を行っている。

○（ピュアハートサポートプロジェクト）教育相談推進事業

(事業の内容)

不登校、いじめ、暴力など、児童生徒の問題行動に対して、スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図り、問題行動の未然防止と早期解決を図っている。また、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う児童生徒の心のケアについて、長期的な対応のために災害対応の緊急時スクールカウンセラー等の派遣を引き続き実施している。

平成31年3月末現在、学校教育相談員の活動経費としてフリーダイヤル1回線の設置、学校教育相談員2名を配置している。また、スクールカウンセラーを小学校24校、中学校133校、高等学校47校に配置

している。スクールソーシャルワーカーに関しては、56人（32市町村へ34名配置、7教育事務所へ22名配置、SSWスーパーバイザー県内5名配置）を配置している。災害分のスクールカウンセラー配置に関しては、小学校113校、中学校82校、高等学校41校、特別支援学校2校に配置するとともに、SCスーパーバイザー11名を県内に配置している。さらに、教育相談スキルアップ研修会を年5回実施し、県内小中高等学校の教諭142名が参加している。

○被災児童生徒等就学支援事業

（事業の内容）

東日本大震災により被災し経済的理由により幼稚園や小・中学校の就園・就学が困難となった幼児・児童・生徒に入園料や学用品等の援助を行った市町村に対し、全額国庫による補助金を交付し、就学・就園の機会を確保している。

平成31年3月末現在、41町村に647,457千円を補助しているが、内訳は被災幼児の就園支援では187,188千円（14市町村）、被災児童生徒の就学援助では460,269千円（40市町村）である。

○復旧・復興の基盤づくりのための教員配置

（事業の内容）

未だ多くの児童生徒が県内外で避難生活を送っており、学習面や生活面で課題を抱えていることから、県内外へ転校を余儀なくされた児童生徒の心のケア及び学習指導の支援のため、教職員の加配措置を継続して行っている。

平成31年3月末現在、震災復興による加配で520名の教員を配置するとともに、そのうち14名を近隣県6県（山形県、宮城県、新潟県（新潟市を含む）、埼玉県、栃木県、茨城県）に県外併任派遣教員として派遣している。

○双葉郡中高一貫校設置事業

（事業の内容）

ふたば未来学園高校で必要な教具等の整備を行うほか、寄宿舎及び食堂の施設運営経費の計上とともに、ふたば未来学園高校の併設中学校の教育内容等の検討や、生徒募集に向けた周知活動など、平成31年度の開校に向けた準備を進めている。

平成31年3月末現在、備品、設備、教具等の購入、物品移設・再設置業務委託について契約済みであり、学校・寄宿舍の食堂運営を委託し7名の寄宿舍舎監を雇用している。また、本設校舎・本設寄宿舍等の施設を整備するため、校舎敷地の造成工事、校舎等の建設工事及びグラウンド外整備工事が進んでいる。

② 復興・創生期間後の施策について

ア 復興・創生期間後の施策

(該当事業なし)

③ 環境回復・原発事故収束対策について

ア 除染等の推進

【事業一覧】

- ・ 緊急時・広域環境放射能監視事業
- ・ 環境創造センター研究開発事業
- (・ 中間貯蔵施設等周辺地域安全確保事業)
- ・ 中間貯蔵施設対策事業
- ・ 中間貯蔵施設立地町地域振興交付金
- (・ 市町村除染対策支援事業)
- ・ 市町村除去土壌搬出等支援事業
- (・ 除染対策推進事業)
- ・ 県有施設等除去土壌搬出事業
- (・ 除染推進体制整備事業)
- ・ 除去土壌搬出等推進体制整備事業
- ・ ため池等放射性物質対策事業
- ・ 森林環境モニタリング調査事業
- ・ 道路環境整備事業

【注：上記事業一覧中、() 内の事業は平成31年度に改編した事業】

◎主な調査内容

○緊急時・広域環境放射能監視事業

(事業の内容)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境監視を行うとともに、測定結果を広く公表している。

具体的には、発電所周辺の空間線量率の測定等の発電所周辺監視、全県モニタリング、水準調査、環境放射能監視結果の広報等の取組を行っている。

平成30年度中（平成31年3月末現在）は、発電所周辺監視として39地点のモニタリングポストで空間線量率の常時監視等を行ったほか、全県モニタリングでは延べ約10,000地点で空間線量率の随時測定等の実施、水準調査としては11地点のモニタリングポストで空間線量率の常時測定を行い、また、環境放射能監視結果の広報として、測定結果を県のホームページやウェブサイト「福島県放射能測定マップ」に掲載するなどの取組を行っている。

○環境創造センター研究開発事業

(事業の内容)

本県の環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境の創造のために必要な調査研究を実施している。具体的には、空間線量及び放射性物質の測定技術やモニタリング結果の評価・活用に関する研究、河川等の放射性物質対策や放射性物質を含む廃棄物の適正処理に関する研究、環境中における放射性核種の移行挙動や野生生物における放射性核種の挙動及び行動予測に関する研究、猪苗代湖の水環境に関する研究に、IAEAを始めとする国内外の研究機関等と連携協力しながら取り組んでいる。

平成30年度中（平成31年3月末現在）は、IAEA専門家との協議を3回実施したほか、研究成果を23学会等で計37題発表するとともに、交流棟「コミュタン福島」のイベント等で随時、研究成果の発表・展示を行っている。

○中間貯蔵施設立地町地域振興交付金

(事業の内容)

中間貯蔵施設の立地町が、地権者支援を始め、地域振興に必要な様々な課題に対応することができるよう交付金を交付している。

平成30年度中は、大熊町に対し追加交付を行い、同町で基金造成が完了している。

○市町村除染対策支援事業

(事業の内容)

汚染状況重点調査地域において、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染等が着実に実施されるよう、国や関係市町村と連携し、必要な取組を推進している。市町村が策定する除染実施計画による除去土壌等の適正管理や搬出等のほか、市町村等が実施する線量低減化活動を総合的に支援している。

平成30年度中（平成31年3月末現在）は、除染対策事業交付金を30市町村等に交付決定し、線量低減化支援事業補助金を1市に対し交付決定し、支援を行っている。

○除染対策推進事業

(事業の内容)

汚染状況重点調査地域において、市町村の策定する除染実施計画に基づき、県管理施設に保管されている除去土壌等の掘り起こしや搬出等を実施している。

平成31年3月末現在、発注数22件、契約額898,776千円である。

○ため池等放射性物質対策事業

(事業の内容)

農業用ため池の放射性物質対策について農林水産省が作成した「ため池放射性物質対策技術マニュアル」に基づき取り組んでいるが、県は、マニュアルに基づく対策を確実に推進するため、各ため池等の放射性物質対策の必要性を判断するモニタリング調査や、円滑に対策工事を実施できるよう県営ため池放射性物質対策モデル事業を実施することで、市町村の取組を支援している。

平成30年度中に、農業用ため池のモニタリング調査を206箇所を実施したほか、県営ため池放射性物質対策モデル事業を4箇所のため池で実施中である。対策工事が必要なため池数は約1000箇所であるが、対策工事に着手したため池は444箇所、対策工事が完了したため池は271箇所である。

○森林環境モニタリング調査事業

(事業の内容)

森林における放射性物質の状況と経時変化を把握するため、県内の民有林全域を対象に、森林内の空間線量率や立木、土壌等に含まれる放射性物質濃度の調査・解析を行っている。また、森林内における放射性物質の分布が土壌へ移行していることを踏まえ、森林整備や筋工による土砂移動抑制効果やウッドチップ敷設等による空間線量率の低減効果などの調査を行っている。

平成31年3月末現在、森林内空間線量率を1,300箇所で測定したほか、81箇所から立木・土壌を採取し放射性セシウム濃度を計測した。また、森林整備等による空間線量率の低減効果、筋工による土砂移動抑制効果、および沢水に含まれる放射性セシウム濃度測定など調査を行った。

イ 廃棄物等の処理

【事業一覧】

- ・ 災害廃棄物処理基金事業
- ・ 帰還に向けた放射線不安対策事業
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業
- ・ 特定廃棄物埋立処分施設対策事業（平成31年度～）
- ・ 農業系汚染廃棄物処理事業
- ・ 放射性物質被害林産物処理支援事業
- ・ 下水汚泥放射能対策事業

◎主な調査内容

○放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業

(事業の内容)

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物は、廃棄物処理法及び放射性物質汚染対処特措法に基づき、排出事業者（委託を受けた処理業者を含む）及び国により処理が進められているが、放射能による健康被害などの懸念から、一部の汚染された廃棄物の処理が進まない状況があるため、県内に保

管されている汚染された廃棄物の処理を進めるため、施設周辺の住民の安全・安心の確保に向け、産業廃棄物処理施設における環境放射線モニタリング等、様々な施策を実施している。

また、国が実施する特定廃棄物の輸送・埋立処分等業務について、県が安全確認を行い、結果を県民に周知している。

平成31年3月末現在、「放射性物質安全対策確認調査事業」として、焼却施設等45施設において安全確認調査を実施したほか、「特定廃棄物埋立処分施設等状況確認事業」として、輸送10件、施設18件、モニタリング2件の状況確認を実施する等の取組を行っている。

○放射性物質被害林産物処理支援事業

(事業の内容)

製材工場等の事業者に対し、木材加工の工程で発生し工場敷地内等に滞留している放射性物質を含む樹皮（パーク）の処分に必要な経費を支援し、事業者の活動を安定させ、林産物の円滑な流通を図っている。

具体的には、事業者に対し産業廃棄物処理経費に係る資金貸付を行っており、平成30年度末（平成31年3月末現在）の実績額は306,000千円となっている。

○下水汚泥放射能対策事業

(事業の内容)

東京電力福島第一原子力発電所事故で発生した放射性物質に汚染された下水汚泥焼却灰等を県中浄化センター内で適切に保管するとともに、場外搬出に取り組んでいる。

平成31年3月末現在、県中浄化センター内で保管中の8,000Bq/kg超10万Bq/kg以下の約5,000トンの焼却灰・熔融スラグ等については、環境省が国営の管理型最終処分場に搬出中である。

ウ 廃炉・汚染水対策

【事業一覧】

- ・原子力安全監視対策事業
- ・緊急時・広域環境放射能監視事業

◎主な調査内容

○原子力安全監視対策事業

(事業の内容)

原子力発電所の安全確保のため、専門家や県民による監視体制により、「廃炉安全監視協議会」や「廃炉安全確保県民会議」を開催するとともに、原子力対策監、原子力専門員及び現地駐在職員を配置することにより、国及び事業者が行う廃炉に向けた取組等を監視・確認し、併せて廃炉に向けた取組状況等について県民に情報提供を行っている。

平成30年度中は、「廃炉安全監視協議会」による立入調査を1回、会議を5回実施したほか、協議会の下部組織である「労働者安全衛生対策部会」を3回、「環境モニタリング評価部会」を4回開催している。また、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」による現地視察を2回、会議を4回実施している。監視体制強化のため、原子力に関する専門家として原子力対策監1名、原子力総括専門員1名、原子力専門員2名を配置しているほか、現地駐在職員4名を配置し、廃炉に向けた取組やトラブルの対応状況などを確認している。さらに、廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全確認体制等を発信するため、インターネットによる情報公開のほか、避難者向け広報誌の発行を4回、テレビ広報等を4回実施している。

○原子力防災体制整備事業

(事業の内容)

原子力発電所において新たな原子力災害が発生した場合に備え、事故の教訓を踏まえた防災体制の充実を図っている。

具体的には、国の原子力災害対策指針を踏まえ県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し、市町村計画に対する支援、緊急時に備えた県や市町村、消防本部等関係機関に整備した専用の通信機器の維持管理、原子力防災活動資機材の整備や維持管理、関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識向上のための訓練実施、原子力防災業務従事者を対象とした原子力防災に関する研修の参加促進等を実施している。

(2) 県内外の取組状況の調査

平成30年7月31日から8月2日にかけて、福岡県、熊本県、兵庫県及び福井県内において県外調査を実施した。

また、平成31年1月23日から25日にかけて、県内調査を実施した。

① 福岡県議会（福岡県福岡市）（平成30年7月31日調査）

【調査目的：九州北部豪雨からの復興の取組について】

平成29年7月に発生した九州北部豪雨は、土砂災害発生件数が307件、死者41名という甚大な被害をもたらした。中でも、福岡県内においては、土砂災害発生件数232件、死者38名という大きな被害であった。

福岡県では、「被災者支援チーム」を立ち上げ、復興に向けた取組を実施している。その内容は、被災者個人については、生活再建支援、住宅支援、配慮を要する方への支援、医療・保健福祉サービス、教育支援など、被災した事業者については、商工業や農林水産事業者に対する支援など多岐にわたっている。

② 福岡県朝倉県土整備事務所（福岡県朝倉市）（平成30年7月31日調査）

【調査目的：九州北部豪雨の被災状況及び復旧・復興への取組について】

九州北部豪雨は、福岡県朝倉市において、土砂災害発生件数が163件、死者が35名と、同豪雨による被害全体比で、土砂災害発生件数が50%超、死者数では85%という甚大な被害をもたらした。

九州北部豪雨災害からの復旧・復興のため、福岡県朝倉県土整備事務所においては、平成29年9月1日に組織内に新たに「災害事業センター」が設置され、同センターに53名の職員が配置され、業務にあたっている。

③ 熊本県益城町役場（熊本県益城町）（平成30年8月1日調査）

【調査目的：熊本地震からの復興への取組について】

熊本県益城町は、平成28年の熊本地震による死者が約40人であり、熊本県内では熊本市に次ぐ人的被害であったが、対人口比では熊本県内で最も高く、その被害は甚大であった。

益城町では、震災からの復興に向け、平成28年12月に復興計画を定

めるとともに、平成29年11月には、今後の災害対応に活かし防災体制の充実を図るため、また、全国の自治体や防災関係機関等における活用に向け、「対応の検証報告書」を取りまとめ、復興への取組を進めている。

④ 関西学院大学 災害復興制度研究所（兵庫県西宮市）
（平成30年8月1日調査）

【調査目的：災害復興制度研究所の取組及び福島原発事故に関する調査・研究について】

関西学院大学災害復興制度研究所は、人文・社会科学を中心にした「復興」制度に焦点を合わせ、阪神・淡路大震災をはじめとする自然災害からの被災体験から教訓を紡ぎ出し災害復興に関わる新しい理念を構築するため、平成17年に設立された。

研究所の理念を「人間の復興」とし、「復興思想の体系化」、「復興思想の制度化」、「復興思想の実践化」を三つの柱に、我が国の災害サイクル（防災－救急・救命－復旧－復興）の中で、制度・システム・理念ともに最も脆弱な「復興」の分野を学問的にも行政的にも厚みのあるものとし、国民に安全・安心な世界を提供することを使命としている。

同研究所に開設された「避難・疎開研究会」においては、原発立地地域等における中長期的避難・受け入れ計画の構築に向けた研究を行っている。また、同研究所では、これまで研究を積み重ねてきた「二地域居住」の具体的なスキームをつくり、「二地域居住」の枠組みによる中長期的避難のモデル構築につなげるとしている。

⑤ 日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 敦賀廃止措置実証部門
新型転換炉原型炉「ふげん」（福井県敦賀市）
（平成30年8月2日調査）

【調査目的：原子炉施設の廃止措置について】

日本原子力研究開発機構敦賀廃止措置実証部門・新型転換炉原型炉「ふげん」は、国家プロジェクトとして建設された試験研究炉である。

同施設は、発電プラントとしての技術的成立性を実証し、その役割を果たしたことから、平成15年3月に運転を終了し、現在は、原子力発電所の廃止措置に関する技術開発を実施している。また、「残っている放射能の調査」、「安全に解体するための調査」、「放射能を取り除く

方法の調査」等を行う文部科学省の委託事業である「安全性実証試験」が行われている。

⑥ 環境省 特定廃棄物埋立処分施設（双葉郡富岡町）

（平成31年1月23日調査）

【調査目的：放射性汚染廃棄物の処分について】

環境省は平成28年に民間の産業廃棄物最終処分場を国有化し、特定廃棄物埋立処分施設として、双葉郡8町村の生活ごみの焼却灰・不燃物を約10年間受け入れるとともに、対策地域内廃棄物、指定廃棄物等の埋立処分に取り組んでいる。

環境省ではこの処分場を活用し、放射性物質に汚染された廃棄物の埋立処分を国の事業として責任を持って実施している。

⑦ 復興公営住宅 県営磐崎団地（いわき市）（平成31年1月23日調査）

【調査目的：復興公営住宅の整備状況について】

復興公営住宅の県営磐崎団地は、林業再生で注目されている「CLT工法」を用いた国内最大級の公営住宅である。CLT（直交集成板）は、木材を重ねて強度を増した資材であり、建物の壁や床などの構造体に活用できる木材として注目され、今後CLTの利用が増えれば、国内の森林資源の循環への貢献も期待されている。

同団地は、上記の工法を採用し建設・整備され、平成30年3月に完成し、供用が行われている。

⑧ 県水産事務所・県水産海洋研究センター（いわき市）

（平成31年1月23日調査）

【調査目的：水産業の復興と再生に向けた取組について】

本県の水産業は、原発事故の影響により、今もなお沿岸漁業での操業自粛や、一部の水産物での出荷制限を余儀なくされている状況にある。県では、水産物の緊急時モニタリング検査を実施し、この検査結果を試験操業に反映させるなど、水産業の復興に向けた支援業務等を行っている。

また、これまでの水産試験場については、従来の業務に加え、原子力災害を原因とする研究課題等に的確に対応し、水産試験研究の中核拠点として機能を強化するため、平成30年6月1日に「水産海洋研究

センター」とし名称変更したところであり、令和元年度中の供用に向け、施設整備が進められている。

⑨ 県ふたば医療センター附属病院（双葉郡富岡町）

（平成31年1月24日調査）

【調査目的：双葉郡における医療提供体制の再構築について】

ふたば医療センター附属病院は、双葉郡の復興及び住民の帰還に向けた環境を整えるため、平成30年4月1日に開院し、同年4月23日から診療を開始した。

同病院では、ア：住民が安心して帰還し生活できる、イ：復興事業従事者が安心して働ける、ウ：企業等が安心して進出できる、との「3つの安心」を医療面から支えることを掲げるとともに、救急医療の対応や、地域包括ケア推進の支援等にも取り組んでいる。

⑩ 東京電力福島第一原子力発電所（双葉郡大熊町・双葉町）

（平成31年1月24日調査）

【調査目的：廃炉に向けた取組について】

東日本大震災以降、福島第一原子力発電所では国と東京電力株式会社により廃炉作業が進められているが、国と東京電力が策定する廃炉の工程表「中長期ロードマップ」で平成30年度の中頃に計画されていた3号機の使用済み核燃料プールからの核燃料取り出し開始が、搬出に使用する機器等でのトラブルが相次ぎ、平成31年度以降にずれ込むなど、廃炉に向けた取組は順調には進んでいないところである。

また、トリチウム水の処分等の対応について、平成30年8月に経済産業省による説明・公聴会が開催されたが、原子力規制委員会が処分方法の一つとして示した海洋放出には多数の反対意見が出されるなど、汚染水等の処理についても課題が山積している状況にある。

⑪ 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門

廃炉国際共同研究センター 国際共同研究棟（双葉郡富岡町）

（平成31年1月25日調査）

【調査目的：廃炉に向けた研究の取組について】

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）では、安全かつ確実に原子炉の廃止措置等を実施するための研究開発と人材育成

を行うため、同機構の福島研究開発部門内に廃炉国際共同研究センターを設置し、その中心拠点として富岡町内に国際共同研究棟を整備し、平成29年4月に開所し運用を開始した。

同機構では、この施設を中核として国内外の大学や研究機関、産学官等の人材が交流できるネットワークを形成しつつ、世界中の英知を結集して、原子炉の廃止措置に向けた研究開発と人材育成を一体的に進めている。

⑫ 福島ロボットテストフィールド（南相馬市）（平成31年1月25日調査）

【調査目的：福島ロボットテストフィールドの整備状況について】

「福島ロボットテストフィールド」は、物流、インフラ点検、大規模災害などに活用が期待される無人航空機、災害対応ロボット、水中探索ロボットといった陸・海・空のフィールドロボットを主対象に、実際の使用環境を拠点内で再現しながら研究開発、実証実験、性能評価、操縦訓練を行うことができる世界に類を見ない一大研究開発拠点をめざし、平成30年2月に起工し整備が開始された。平成30年度以降順次、施設の開所が予定されている。

(3) 参考人からの意見聴取

平成30年10月1日に開催した第6回委員会において、委員会の議論を深めるため、参考人を招致し意見聴取を行った。

○ 復興庁 福島復興局長 加松 正利 氏

(平成30年10月1日 第6回委員会において招致)

国においては、復興・創生期間後も国が全面に立ち復興を推進するとの方針を示している。

例年、8月末に国の来年度予算の概算要求の状況が公表されることから、次年度の復興庁予算の概算要求の内容と併せ、今後の国の復興施策の大まかな方針の聴取を見込み、第6回委員会において復興庁から上記の参考人を招致し、本委員会の調査内容「復興・創生期間後の施策」を中心に説明を求め、意見を聴取した。

参考人からは、「福島復興加速への取組」とのテーマによる意見発表があり、復興・創生期間後の施策について、原子力被災地域の復興再生には中長期的な対応が必要であるため、復興・創生期間後も国が全面に立って取り組むとの説明があった。

委員からは、避難指示解除後の住民の状況等についての分析を求める意見や特定復興再生拠点外の地域についても対応を求める意見などがあった。

(4) 提言等

本県の復興・創生はいまだ途上であり、集中復興期間及び復興・創生期間の10年では解決できない課題も多い。県民が安心して暮らせる環境の整備に向け、避難地域等の医療・介護提供体制の再構築や産業の再生などにより復興の取組を加速化するとともに、避難者が帰還できるよう、住まいの確保や教育環境の整備などを含め、被災者の生活再建の後押しとなる各種の支援に継続して取り組む必要がある。

また、復興・創生期間後の対応については、「復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む」との国の方針が確実に履行され、被災者の支援を含めた本県の復興・創生に係る取組が着実に進展するとともに、国が最後まで本県の復興に責任を果たすことのできる体制についてもしっかりと求めていく必要がある。

さらに、福島第一原子力発電所事故の収束には今後とも多大な時間と労力がかかることから、本県の環境回復に向けては、新たな知見を随時取り入れ除染等の取組を進めるとともに、除去土壌等の処理に当たっては今後増大する中間貯蔵施設への輸送搬入等の安全・安心の確保に万全を期すよう、また、廃炉・汚染水対策の取組に当たっては、労働者の安全衛生対策を徹底しながら、今後の廃炉作業等において事故のないよう監視体制を強化し、一方でこれらの取組の際には、住民への丁寧な情報公開と、住民の意見を十分に反映しながら進めていく必要がある。

以上により、本県の避難地域等の復興・創生がより一層進展するよう、下記のとおり提言する。

① 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について

ア 復興の更なる加速化

(ア) 浜通り地方の医療体制整備について、医師不足を解消し医療人材を確保するため、インセンティブなどのさらなる支援策を具体化し充実するべきである。

また、被災地で再開した医療機関において持続的に医療が提供されるよう、医療機関に対しては、さまざまな支援制度の充実等により、引き続き、経営の安定化に向けた支援に取り組むべきである。

- (イ) 避難地域等における今後の帰還促進に向け、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、救急医療体制の整備と併せて、訪問看護などの在宅医療体制も整備を図るべきである。
- (ウ) 浜通り地域の救急医療体制の充実に向け、ふたば医療センター附属病院に配備された多目的医療用ヘリを大いに活用すべきであり、多目的医療用ヘリのより一層の活用のため、離着陸場所のさらなる確保を図るべきである。
- (エ) 被災地特例として始められた大区画化の圃場整備事業については、復興・創生期間終了後も農家の負担が生じないように、国に同じ枠組みの継続を求めるべきである。
- (オ) 被災地域の農業再生については、営農を休止していた農家が再開できるような支援を行うとともに、新たに就農する若者や企業等に対する支援を強化し、担い手の確保と育成を図るべきである。
- (カ) 急傾斜等の理由で面的な除染の対応が困難で、いまだ除染が行われていない牧草地については、東京電力における賠償問題の解消も踏まえながら、畜産や観光分野で利用再開できるよう、各部署で連携して解決に努めていくべきである。
- (キ) 避難地域等の森林再生については、特に広葉樹林の再生が低調である状況を重く受け止め、市町村が事業主体となって進めている森林整備が円滑に推進するよう、施業現場における課題等の把握とともに、整備すべき森林規模が広範囲である状況を踏まえ、国の関係省庁とも連携しながら、一層の効率化と改良を重ねて取り組んでいくべきである。
- (ク) 本県の水産業の復興再生に向けては、漁業者に対する経営支援及び技術的支援とともに、施設、設備及び漁船確保などの環境整備を着実に進める必要がある。
また、漁業後継者の育成など担い手確保のための支援策を充実すべきである。

- (ケ) 水産物の風評の払拭に向け、県によるモニタリング検査と、漁協・漁連によるスクリーニング検査の体制を維持することで、消費者の不安解消を図るべきである。
- (コ) イノシシの被害対策については、これまでの被害の把握や捕獲等の実績を踏まえ計画や取組を総括し、生息頭数の高どまりを容認することのないよう今後の対策を講じるべきである。
- (サ) 被災地の事業者等の事業や生業の再建については、商工会等の関係団体と連携しながら、個別の実態や課題の把握に努めるとともに、事業者の事業再開を後押しできるよう、引き続き、きめ細かな支援に取り組んでいくべきである。
- (シ) 被災者等の雇用の促進については、本県の復興と避難者支援のため、引き続き緊急雇用事業の継続と予算確保を国に求めていくべきである。
- (ス) 福島ロボットテストフィールドの整備・利活用については、今後の運営管理を通じて、産学官が広域的に連携し、浜通り地域における一層の産業集積や人材育成に取り組むべきである。
- (セ) 大堀相馬焼等の伝統工芸品については、学校や県有施設において積極的に活用するなど、産業の再生に資するよう、さまざまな周知や普及拡大に向けた支援に取り組んでいくべきである。

イ 帰還支援・生活再建支援

- (ア) 被災市町村においては、専門技術職員の不足や過重な復興業務による若手職員の離職など、マンパワー不足が課題となっていることから、この解消に向け、引き続き県において業務を熟知した職員を確保し派遣するなど、地元の意見を聞きながら市町村の人的支援に取り組むべきである。

(イ) 県内外の自主避難者や応急仮設住宅の供与が終了となる避難者については、個々の状況や課題をよく把握し、避難者の意向やさまざまな事情等に十分に配慮して、今後、丁寧な対応と支援に取り組むべきである。

(ウ) 原子力損害賠償については、生活再建や営業の再建等、本県の復興に大きく関わるものであり、県民の立場に立ち、被害や損害の実態に見合った正当な賠償が行われるよう、国や東京電力に対し強く求めていくとともに、ADRの制度についても適正に機能していくよう求めていくべきである。

また、賠償にかかる被害者からの相談については、県として解決に向けしっかりと支援に取り組んでいくべきである。

(エ) 被災地における介護サービスの提供体制については、避難者の帰還に向け、今後もより一層の整備・再構築に取り組むとともに、介護職員の人材確保に向け、本県独自のさらなる取組も検討すべきである。

また、訪問看護、在宅医療などの医療分野との連携についても十分に配慮し、地域包括ケアシステムの構築についても取り組んでいくべきである。

(オ) 応急仮設住宅の一斉点検については、入居している被災者の立場に立って、修繕等の要望に対応すべきである。

また、復興公営住宅の管理に当たっては、住民が困惑する事例が生じないように、住民からのさまざまな相談・要望等に柔軟に対応すべきである。

(カ) 復興公営住宅への入居については、子育てや就労など、避難者それぞれがおかれている状況に配慮し、避難者からの要望を踏まえ、入居要件の緩和などに柔軟に対応すべきである。

(キ) 復興公営住宅の建設に使用されているCLT（直交集成板）等新たな木材利用技術の導入は、森林資源の循環活用、林業の活性化のためにも有効であるため、さらに活用を図るべきである。

また、本県内でも県産材を使用するCLT建材の生産に取り組むべきである。

- (ク) 避難地域の小中学校における教職員の加配については、児童生徒へのきめ細かな対応に向け、引き続き国に対し措置の継続を求めていくとともに、スクールカウンセラーの配置についても、被災した子どもたちの心のケアに当たるため、手厚い配置を継続して要望すべきである。
- (ケ) 被災した子どもたちの就学等に係る経済的支援については、避難者の負担がふえることのないよう、国に対し継続を求めていくべきである。
- (コ) 避難指示解除地域において再開した学校が、児童・生徒の減少により休校となるような場合でも、その後の児童・生徒数の動向等に応じ、学校の再開が可能となるよう、市町村教育委員会と連携し対応に努めていくべきである。
- (サ) 双葉郡の中高一貫校であるふたば未来学園中学校・高等学校については、本県の復興を担う人材の育成に向け、十分な環境の整備と教育の充実にしっかりと取り組むべきである。

② 復興・創生期間後の施策について

ア 復興・創生期間後の施策

- (ア) 復興・創生期間後も、避難地域の復興・再生に向けた施策等を推進するため、中長期にわたり必要となる財源の確実な確保と、復興庁の役割を担う組織体制の継続を、しっかりと国に求めていくべきである。
- (イ) 本県における再生可能エネルギーの活用については、2040年に県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで賄うとの目標に向け、復興・創生期間後も生産体制の整備など計画的に取り組むべきである。

(ウ) 福島イノベーション・コースト構想の推進については、ロボットテストフィールド等の拠点整備を含めたさまざまな取組を、地域の雇用創出、地元企業の再生及び産業集積など、地元での経済効果や避難者の帰還にもつながるよう進めていくべきである。

(エ) 避難指示が解除された地域の住民の要望等から課題の把握や分析を行い、避難者に寄り添った今後の対応につながるよう国に求めていくとともに、県としても住民の帰還に向けた施策等を検討していくべきである。

また、帰還に向けた被災市町村における広域連携については、市町村の取組を県が支援しながら、帰還環境の整備等を進めていくべきである。

(オ) 特定復興再生拠点区域から外れた帰還困難区域についても、今後、早期の避難指示解除となるよう、国に対応を求めていくべきである。

③ 環境回復・原発事故収束対策について

ア 除染等の推進

(ア) 国のリアルタイム線量測定システムについては、当面存続との方針が出されたが、配置見直しにあたっては、地域住民の意向に十分に配慮すべきであり、避難者の帰還の問題等にも密接に関わるため、予算の確保等も含め、今後も引き続き国に設置継続を強く要望すべきである。

(イ) 中間貯蔵施設への除去土壌の輸送については、輸送量の増加に対応した事故防止対策を万全なものとするため、搬入時間帯や実施の方法など、住民の声を踏まえた上で安全・安心に加え円滑かつ確実な方策を検討するよう国に求めるべきである。

また、除去土壌を収納した保管容器については、劣化や破損による流出等が懸念されるため、今後も適切な対応を行うよう国に求めるべきである。

- (ウ) 特定復興再生拠点における国直轄除染については、除染実施範囲の拡大要望などの市町村の意向に十分に配慮し、柔軟に対応できるよう引き続き国に求めるべきである。
- (エ) 除去土壌の減容化の実証実験及び再生利用については、これらが行われる各地域において、さまざまな事情や風評等の懸念があることから、実施に当たっては安全性の確認及び住民への丁寧な説明を行うとともに、住民の声を十分に踏まえた対応を行うよう国に強く求めるべきである。
- (オ) 農業用ため池の放射性物質対策については、水質等のモニタリング調査や対策工事の取組を引き続き実施するとともに、新たな工法等についての検証を含め、市町村が農業用ため池の除染を進める上での技術指導や支援に継続して取り組むべきである。
- (カ) 森林に係る空間放射線量等のモニタリング調査結果については、福島第一原子力発電所事故から8年3か月あまりが経過し、事故当時と状況が変化しているため、詳細な分析を行い、今後、森林の再生・整備などの事業に生かすべきである。

イ 廃棄物等の処理

- (ア) 国が実施する被災家屋の解体については、申請期間後の住民からの要望にも柔軟に対応できるよう国に求めるとともに、解体作業に従事する県民も多いことから、作業員が劣悪な条件の下で働くことがないように、労働環境の整備改善についても国に強く要望すべきである。
- (イ) 製材業者から出た樹皮（バーク）については、震災前は燃料や堆肥等に有効利用されていたが、放射性物質に汚染され、いまだに産業廃棄物として処理されるものが約7割と多いことから、事業者において適切に処理が行われるよう監督を徹底すべきである。

- (ウ) 焼却や熔融処理後に県中浄化センターで保管されている下水汚泥の焼却灰等については、8,000 Bq/kg以下のものは県が引き続き安全な保管と搬出を行うよう努めるとともに、8,000 Bq/kg超及び10万 Bq/kg超の焼却灰等については、それぞれ国において、国が管理する最終処分場や中間貯蔵施設へ安全に搬出されるよう求めるべきである。

ウ 廃炉・汚染水対策

- (ア) 廃炉については、専門家のみによって進められるだけでなく、住民参加が重要であるため、廃炉安全確保県民会議のような住民の声を広く集める機会をふやすとともに、住民にわかりやすく情報公開される仕組みを検討すべきである。
- (イ) 東京電力福島第一原子力発電所における今後の燃料デブリの取り出しは非常に困難な作業であるため、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員の配置を含め安全監視体制を一層強化するとともに、同発電所周辺のモニタリングについても廃炉作業の進捗に応じてさらに強化すべきである。
- (ウ) 今後の廃炉に向けた取組にあっては、新たな地震発生の可能性も考慮した廃炉作業が行われるとともに、新たな津波への対策として、福島第一原子力発電所敷地内に防潮堤が早期に設置されるよう東京電力に求めるべきである。
- (エ) 廃炉作業における労働災害の防止については、労働環境の改善に向けた取組を行うよう東京電力に求めるとともに、労働者の相談体制等については、県としてもきめ細かな対応を検討すべきである。
- (オ) トリチウム水については、新たな知見等も踏まえながら処理方法等の検討を行うとともに、今後の対応に当たっては漁業者の不安感など県民の声を十分に踏まえた上で、経済的な判断だけでは

なく風評などの社会的な影響を含め、慎重に判断されるよう国及び東京電力に求めるべきである。

(カ) 水処理二次廃棄物については、環境への負荷、人体への影響及び作業員の被曝も懸念されることから、漏えい防止対策の監視を強めるとともに、保管等の処理対策が今後安全に行われ事故防止が図られるよう東京電力に求めるべきである。

(キ) 原子力防災計画については、深刻な被害をもたらした福島第一原子力発電所事故を受けた本県の対応が、他の自治体の教訓として注目されていることに鑑み、本県の取組を具体的に示すべきである。

Ⅳ おわりに

本委員会に付託された事件「避難地域等復興・創生対策について」は、内容が広範であるため、限られた期間において結論を出すのはもとより困難であるが、本委員会の設置目的である、避難者の帰還促進、生活再建支援をはじめ、本県の復興・創生に向けた施策の強化に向け、県内外調査を含む調査活動に積極的に取り組み、活発な調査を進めてきた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から8年3か月あまりが経過し、本委員会の設置期間中には、東京電力による福島第二原子力発電所の廃炉方針の表明や、大熊町の避難指示の一部解除など、本県の復興に向けたさまざまな動きがあったところであるが、今もなお県内外で4万人を超える県民が避難生活を続け、避難指示が続く地域もあるなど、県民が真の意味で復興を実感できるようになるためには、引き続き中長期的な対応が必要である。そのため、住民の生活の安定や円滑な帰還を図る措置はもとより、教育や保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置を一層促進し、避難地域の再生、被災者の生活再建、風評の払拭などの取組を進めていく必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向け、廃炉・汚染水対策の推進はもとより、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域整備に向けた除染等の取組や、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌の安全な輸送搬入など環境回復対策についても着実に進め、県民が安心して生活できるよう、復興・創生期間後も必要となる取組を確実に推進していくことが重要である。

この報告をもって本委員会の調査は終了するが、避難地域等復興・創生対策は、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を踏まえ、この報告の具体化のために積極的に対応されるよう要請する。

最後に、本委員会の調査に当たり協力をいただいた県内外の地方自治体、学校、研究機関、企業等の皆様をはじめ、広範な調査事項に対応いただいた県当局の皆様へ深く感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

避難地域等復興・創生対策特別委員会 委員名簿

(平成29年12月19日～令和元年7月2日)

委員 長	青 木	稔	
副 委 員 長	宮 川	政 夫	
副 委 員 長	橋 本	徹 子	
委員 (理事)	神 山	悦 子	
委 員	太 田	光 秋	(注1)
委 員	三 村	博 昭	(注2)
委 員	亀 岡	義 尚	(注3)
委 員	杉 山	純 一	
委 員	宮 川	え み 子	
委員 (理事)	円 谷	健 市	
委 員	小 林	昭 一	
委 員	安 部	泰 男	
委 員	矢 島	義 謙	(注4)
委 員	先 崎	温 容	(注5)
委 員	荒	秀 一	(注6)
委 員	三 村	博 隆	(注7)
委 員	佐々木	彰	(注8)

(注1) 太田光秋委員は平成30年11月26日退任

(注2) 三村博昭委員は平成30年5月18日死去

(注3) 亀岡義尚委員は平成30年11月26日退任

(注4) 矢島義謙委員は平成30年8月17日死去

(注5) 先崎温容委員は平成30年11月27日就任

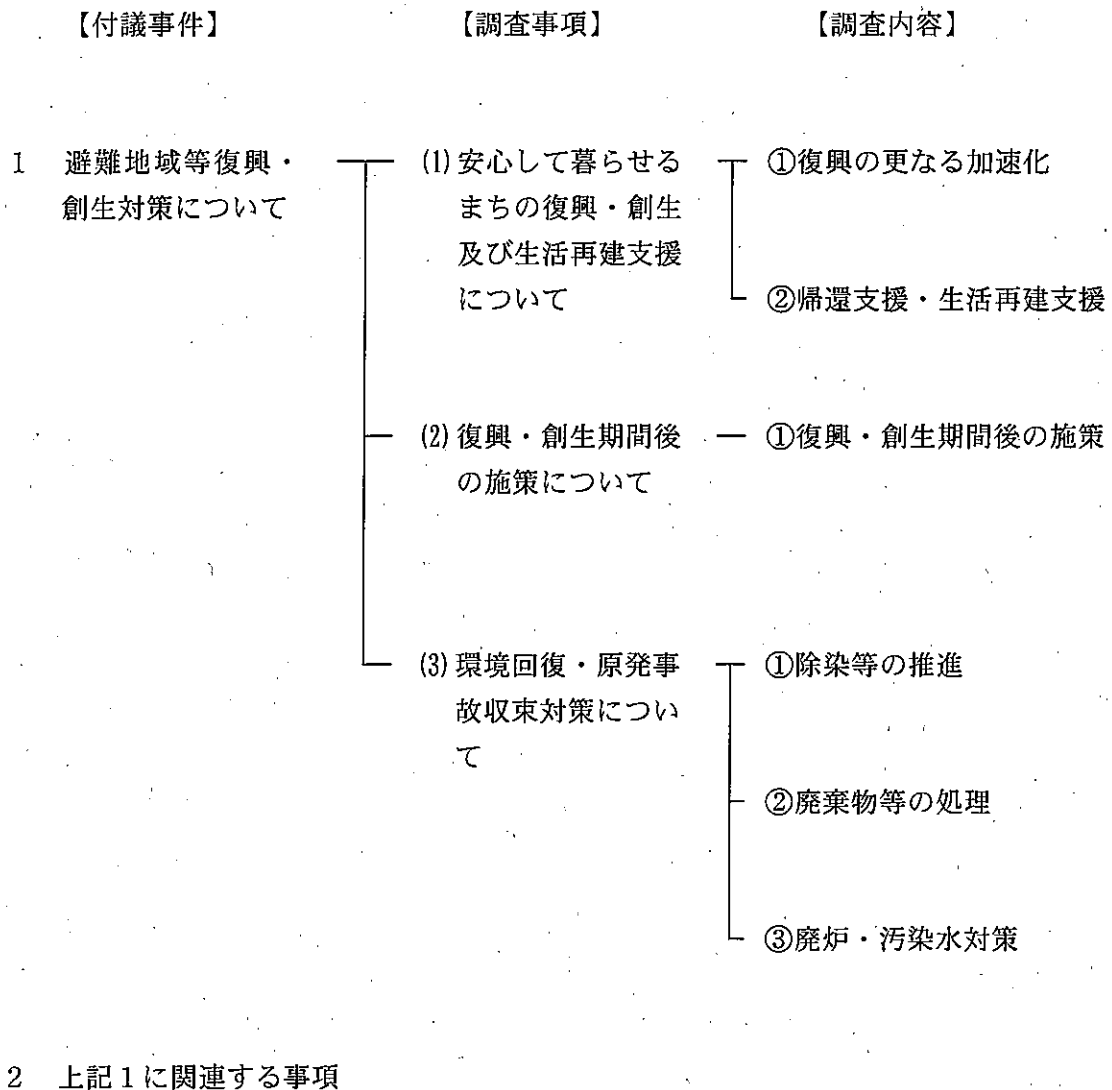
(注6) 荒 秀一委員は平成30年9月12日就任

(注7) 三村博隆委員は平成30年11月27日就任

(注8) 佐々木彰委員は平成30年11月27日就任

(※) 掲載順は委員長、第一・第二副委員長、委員 (期別議席番号降順)

避難地域等復興・創生対策特別委員会 調査事項



避難地域等復興・創生対策特別委員会 調査経過

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
1	12月定例会	平成29. 12. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置 ・付議事件について ・設置期間について ・理事会の設置について 	企画調整部 避難地域復興局
2	2月定例会	平成30. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項について ・調査計画について ・付議事件の概要について (執行部説明) 	危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁
3	会期外	平成30. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項の変更について ・調査事項 (執行部説明) 付議事件1 避難地域等復興・創生対策について (1) 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について (2) 復興・創生期間後の施策について これまでの取組と現状等 主要事業等について 	総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
4	6月定例会	平成30. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・調査計画の変更について ・調査事項 (執行部説明) 付議事件1 避難地域等復興・創生対策について (3) 環境回復・原発事故収束対策について これまでの取組と現状等 主要事業等について 	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
5	会期外	平成30. 7. 31 ～8. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外調査 ① 福岡県議会 ② 福岡県朝倉県土整備事務所 ③ 熊本県益城町役場 ④ 関西学院大学災害復興制度研究所 ⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部・新型転換炉原型炉「ふげん」 	
6	9月定例会	平成30. 10. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域等復興・創生対策について (1) 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について 主要事業等の進捗状況について ・ 参考人招致 	総務部 危機管理部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
7	12月定例会	平成30. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査計画の変更について ・ 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域等復興・創生対策について (3) 環境回復・原発事故収束対策について 主要事業等の進捗状況について 	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
8	会期外	平成31. 1. 23 ～ 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内調査 ① 環境省福島地方環境事務所 特定廃棄物埋立処分施設 ② 復興公営住宅県営磐崎団地 ③ 県水産事務所・水産海洋研究センター ④ 県ふたば医療センター附属病院 ⑤ 東京電力福島第一原子力発電所 ⑥ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門 廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 ⑦ 福島ロボットテストフィールド 	
9	会期外	平成31. 2. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域等復興・創生対策について (1) 安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について 主要事業等の成果について 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
10	2月定例会	平成31. 3. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事項の変更について ・ 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域等復興・創生対策について (2) 復興・創生期間後の施策について (3) 環境回復・原発事故収束対策について 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 こども未来局 商工労働部

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
			主要事業等の成果について ・総括審議	農林水産部 土木部 病院局 教育庁 警察本部
11	会期外	令和元. 6. 13	・調査報告書審議	
12	6月定例会	令和元. 7. 2	・委員会調査終結 ・調査報告書取りまとめ	企画調整部 避難地域復興局

